

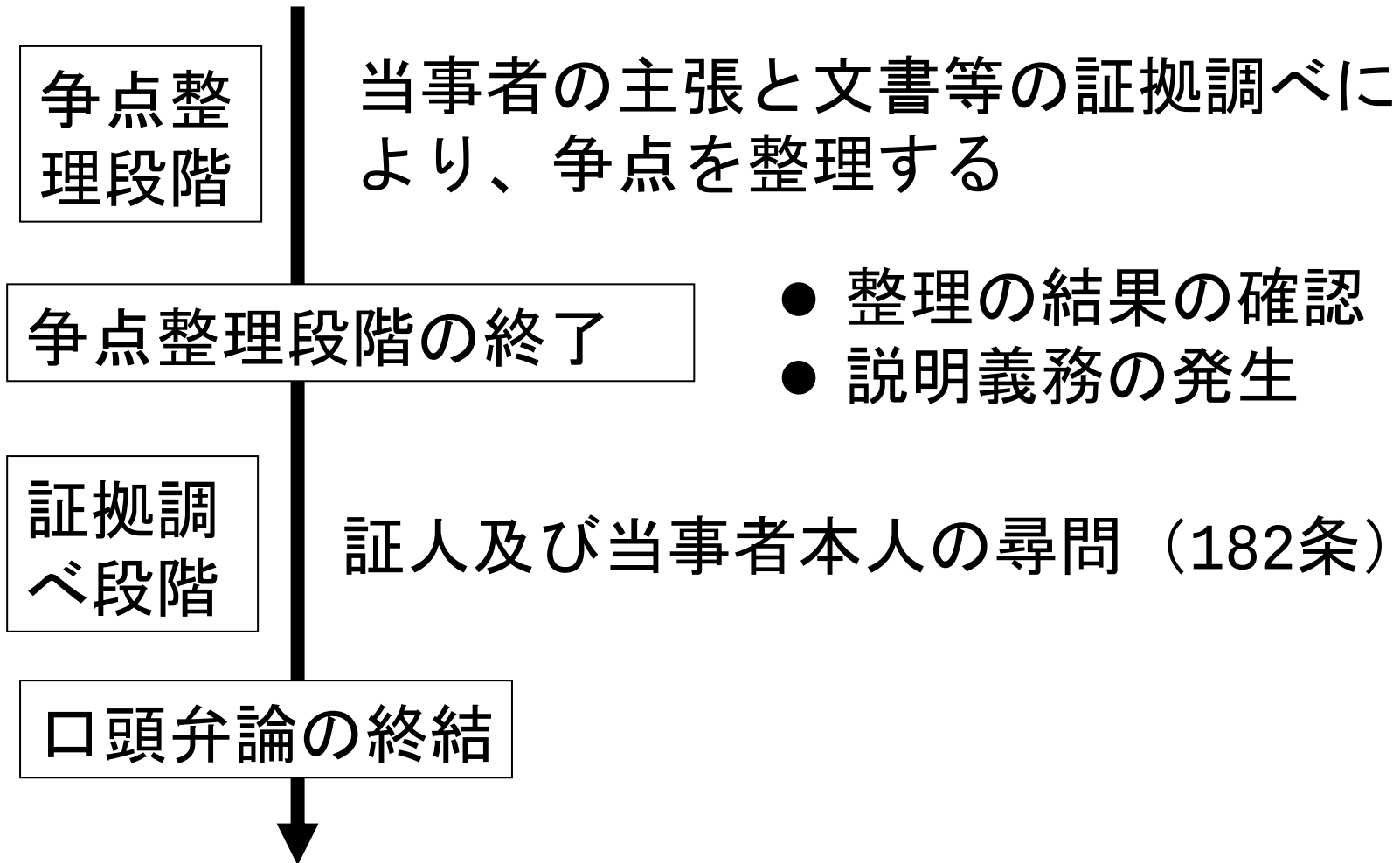
2007年度
民事訴訟法講義
第16回

関西大学法学部教授
栗田 隆

第16回

1. 争点整理手続
2. 準備的口頭弁論
3. 弁論準備手続
4. 書面による準備手続

争点整理手続きを実施する場合のモデル



争点整理手続きのポイント

- **要証事実の確認** その後の証拠調べにより証明すべき事実が何であることを裁判所が当事者との間で確認する（165条・170条5項・177条）。
- **説明義務** 争点整理手続終了後に攻撃防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めのあるときは、整理手続終了前に提出することができなかった理由を説明しなければならない（167条・174条・178条）。
- **口頭弁論への上程** 口頭弁論の手続外でなされた整理の結果は、口頭弁論に上程する。

3つの整理手続

- 準備的口頭弁論（164条以下）
- 弁論準備手続（168条以下）
- 書面による準備手続（175条—178条、規則91条—94条）

準備的口頭弁論（164条以下）

準備的
口頭弁論

本案の申立て

事実の主張 $\longleftrightarrow$ 証拠調べ（1）
（調査の囑託、書証、検証、鑑定）

証明すべき事実の確認（165条1項）

手続終了＝説明義務発生

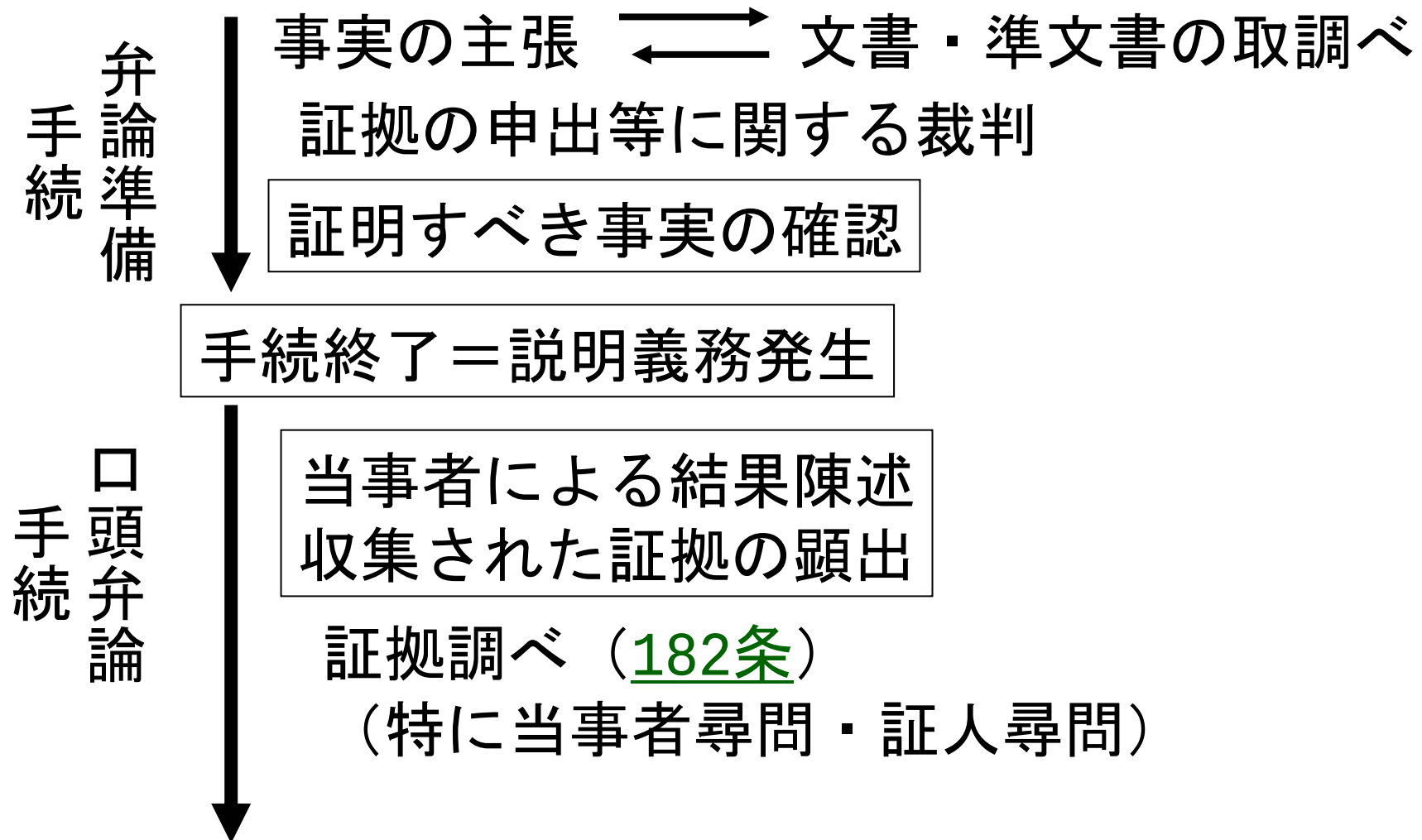
本質的
口頭弁論

証拠調べ（2）（182条）
（特に当事者尋問・証人尋問）

弁論準備手続（168条以下）

- 当事者が事実と証拠を提出し、争点と証拠の整理を行う対席・限定公開の手続である（168条・169条）。
- 口頭弁論そのものではないが、口頭弁論に関する規定の多くが準用されており、口頭弁論に準ずる手続である。

弁論準備手続と口頭弁論手続との接続



手続の実施

- 裁判所が必要あると認めるときに当事者の意見を聴いて開始される（168条）。
- 裁判所は、相当と認めるときには、取り消すことができ（172条本文）、当事者双方の申立てがあるときには、取り消さなければならない（172条ただし書）。

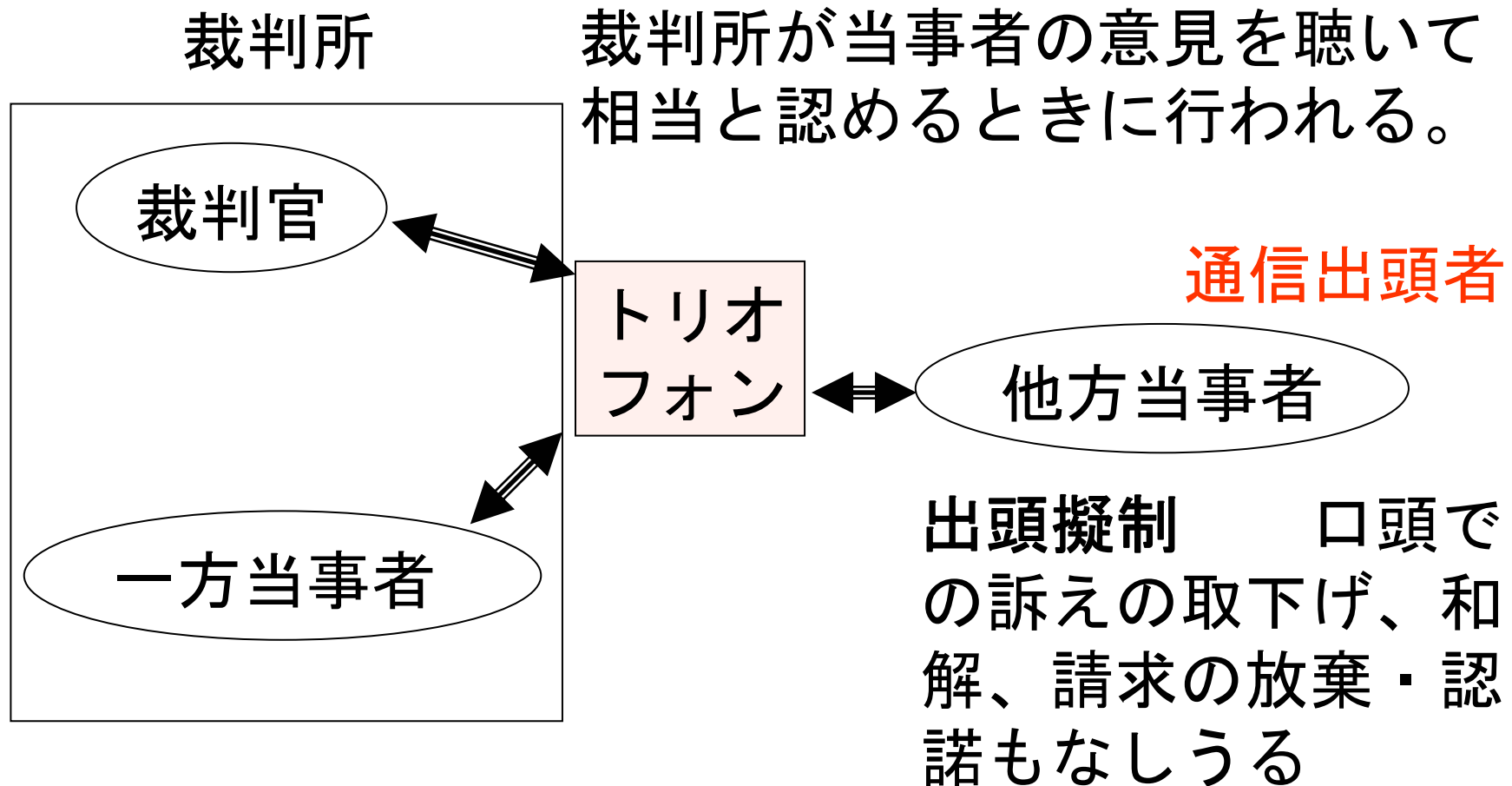
実施主体 & なしうる訴訟行為

- 裁判所 170条
- 受命裁判官 171条

条文の読み方―受命裁判官による書証

- 171条3項により、文書を提出してする書証の申出について裁判することができる→証拠採用の裁判をする。
- 171条2項により、170条2項に規定されている裁判所の職務を行うことができる。ただし、裁判は、171条3項に規定されているもの以外は、できない（171条2項カッコ書）。
- 文書の証拠調べは裁判ではなく、170条2項で裁判所の職務として挙げられているので、受命裁判官もすることができる。

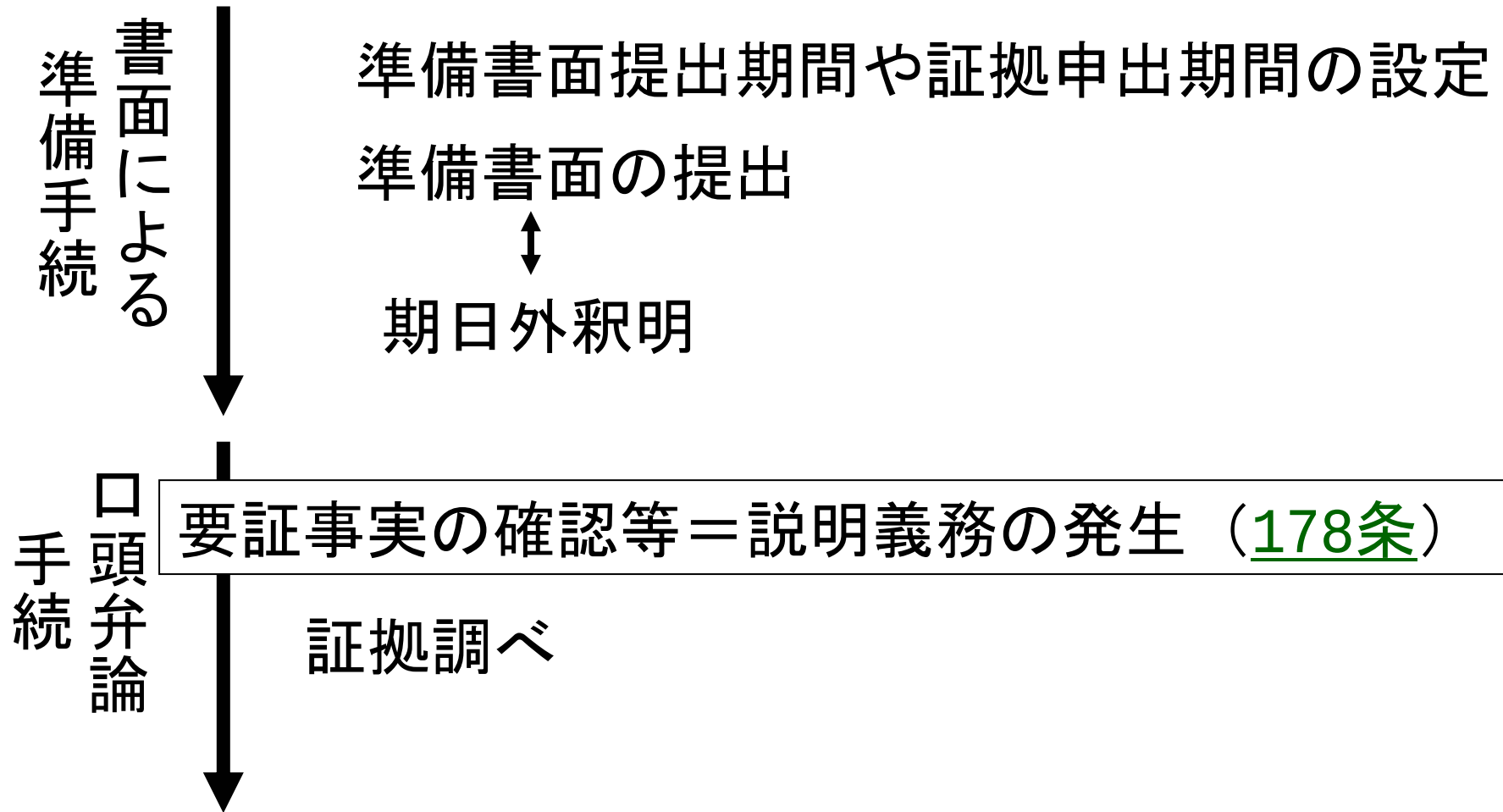
通信出頭（170条3項・4項）



書面による準備手続（175条以下、規則91条以下）

- 当事者が裁判所から離れた地に住んでいるとき、病気等により裁判所に出頭することが困難であるとき、その他裁判所が相当と認めるときに、当事者の出頭なしに、準備書面の提出等によって争点および証拠の整理をする手続である。

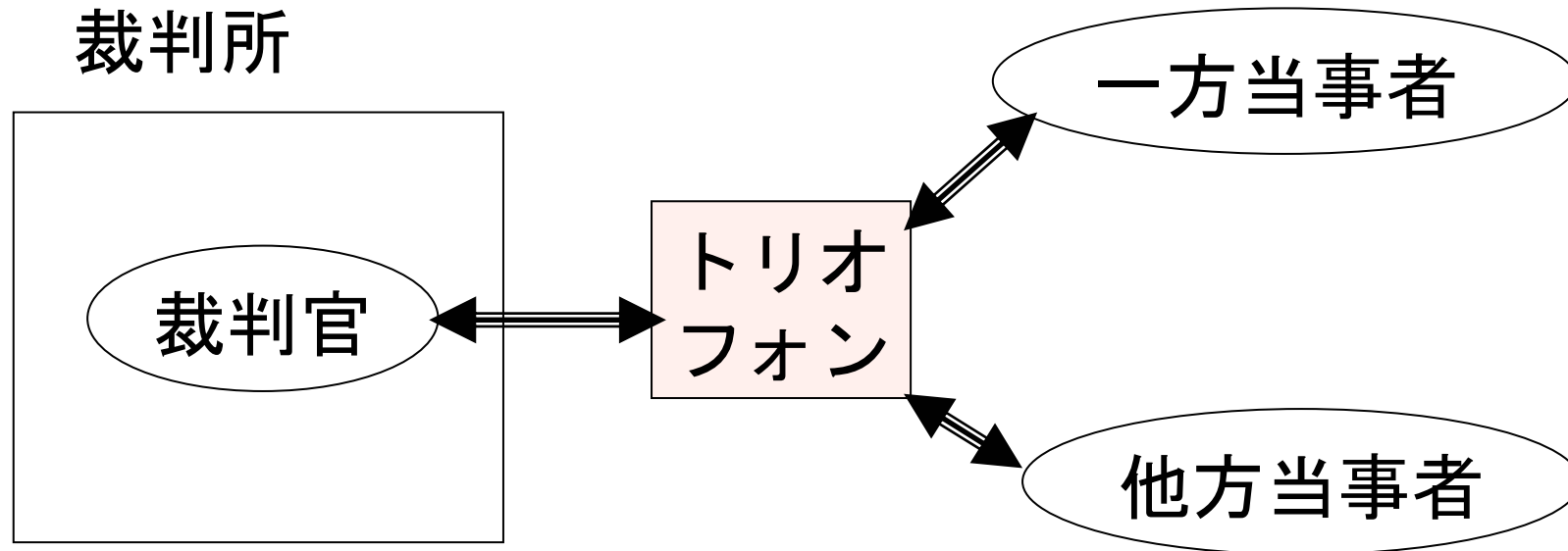
書面による準備手続と口頭弁論手続との接続



手続の実施

- 裁判所が必要あると認めるときに当事者の意見を聴いて実施する（175条）。
- 期日を開かずに争点整理を行うので、経験豊富な裁判官が実施する。手続主宰者：裁判長（または、構成員全員が経験豊富であると期待される高等裁判所の受命裁判官）（176条1項）。

通信協議（176条3項）



必要があれば、書記官を立ち会わせて協議結果を記録させることができ（176条3項後段）、記録方法として調書（期日外調書）を作成することもできる（規91条2項）。